

○八千代市地域生活支援サービス給付費支給事業実施要綱

制 定 改 正	平成 20 年	7 月	1 日	告示第	94 号
	平成 23 年	9 月	30 日	告示第	136 号
	平成 24 年	7 月	3 日	告示第	157 号
	平成 25 年	3 月	15 日	告示第	35 号
	平成 26 年	3 月	28 日	告示第	54 号
	平成 27 年	12 月	25 日	告示第	302 号
	平成 28 年	3 月	24 日	告示第	54 号
	令和 3 年	10 月	1 日	告示第	287 号
	令和 5 年	3 月	27 日	告示第	80 号
	令和 6 年	3 月	26 日	告示第	90 号
	令和 7 年	3 月	26 日	告示第	88 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項の規定により地域生活支援事業として行う地域生活支援サービス給付費支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害者等 障害者及び障害児をいう。
- (4) 保護者 法第 4 条第 3 項に規定する保護者をいう。
- (5) 地域生活支援サービス 移動支援，訪問入浴サービス及び日中一時支援をいう。
- (6) 地域生活支援サービス給付費支給事業 地域生活支援サービスを利用した障害者又は障害児の保護者に対し，当該地域生活支援サービスに要した費用について地域生活支援サービス給付費（以下「給付費」という。）を支給する事業をいう。
- (7) 移動支援 障害者等が円滑に外出することができるよう，事業者が障害者等の移動を支援することをいう。
- (8) 訪問入浴サービス 障害者等の居宅において，事業者が浴槽を提供して行う入浴サービスをいう。

- (9) 日中一時支援 障害者等の介護を行う者が疾病、就労その他の理由により当該障害者等を介護することができない場合に、当該障害者等に法第5条第11項に規定する障害者支援施設その他の施設を利用させ、日中における一時的な見守り等の支援をすることをいう。

(対象者)

第3条 地域生活支援サービスの対象となる者は、別表第1の地域生活支援サービスの区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象者欄に掲げる要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する障害者等とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者（法第19条第3項に規定する特定施設入所等障害者であって、同項に規定する特定施設への入所若しくは入居の前に有した居住地（同項に規定する継続入所等障害者にあつては、最初に入所若しくは入居をした特定施設への入所若しくは入居の前に有した居住地又は特定施設への入所若しくは入居の前に居住地を有しないか、若しくは明らかでなかった者にあつては、入所若しくは入居の前におけるその者の所在地（継続入所等障害者にあつては、最初に入所又は入居をした特定施設の入所又は入居の前に有した所在地）。以下「居住地特例地」という。）が本市でないものを除く。）

- (2) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、居住地特例地が本市である者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(他の法令による給付との調整)

第4条 給付費の支給は、法の規定による介護給付費等の支給又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付であって給付費の支給に相当するものを受けるときは、その限度において行わない。

(申請)

第5条 給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、八千代市地域生活支援サービス給付費支給申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに給付費の支

給の可否を決定し、その旨を八千代市地域生活支援サービス給付費支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を行ったときは、当該支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、地域生活支援サービス給付費受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（支給決定の有効期間及び更新申請等）

第7条 支給決定の有効期間は、1年以内とする。

- 2 支給決定者が、前項に規定する有効期間の満了後も引き続き支給を受けようとするときは、当該有効期間の満了の日の1月前から第5条に規定する申請を行わなければならない。

（支給量）

第8条 給付費を支給する1月当たりの地域生活支援サービスの量（以下「支給量」という。）の上限は、別表第2のとおりとする。

（地域生活支援サービス費の支給等）

第9条 市長は、支給決定者が市長が別に定める基準に該当する事業者（以下「事業者」という。）から地域生活支援サービスを受けたときは、当該支給決定者に対し、給付費を支給する。

- 2 地域生活支援サービスを受けようとする支給決定者は、事業者を受給者証を提示して当該地域生活支援サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由がある場合については、この限りでない。

- 3 給付費の額は、移動支援については別表第3に定める基準により算定した額、訪問入浴サービスについては別表第4に定める基準により算定した額、日中一時支援については別表第5に定める基準により算定した額とする。

- 4 市長は、支給決定者が事業者から地域生活支援サービスを受けた場合において、当該事業者が、あらかじめ市長との間で当該支給決定者に代わって給付費の支払を受けることに関して合意し、当該支給決定者の同意を得ているときは、市長は、当該支給決定者が当該事業者を支払うべき地域生活支援サービスに要した費用について、給付費として当該支給決定者に支給すべき額

の限度において、当該支給決定者に代わり、当該事業者に支払うことができる。

（変更申請）

第 10 条 支給決定者は、支給決定に係る支給量その他の事項（以下「支給量等」という。）を変更する必要があるときは、八千代市地域生活支援サービス給付費支給量等変更申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更決定）

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに支給量等の変更の可否を決定し、その旨を八千代市地域生活支援サービス給付費支給量等変更決定（却下）通知書（第 5 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項により支給量等の変更の決定を行った場合には、市長は、当該決定に係る支給決定者に対し受給者証の提出を求め、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（取消し）

第 12 条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、その旨を八千代市地域生活支援サービス給付費支給決定取消通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

- (1) 地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定者が法第 19 条第 3 項に規定する特定施設入所等障害者であって、同項に規定する特定施設に入所又は入居をすることにより本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。
- (3) 偽りその他不正な手段により支給の決定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により支給決定を取り消されたときは、当該取消しに係る支給決定者は、市へ受給者証を返還しなければならない。

（返還）

第 13 条 市長は、偽りその他不正な手段により給付費の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(八千代市重度障害者訪問入浴サービス費支給事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 八千代市重度障害者訪問入浴サービス費支給事業実施要綱（平成 2 年八千代市告示第 62 号）

(2) 八千代市精神障害者短期入所事業実施要綱（平成 14 年八千代市告示第 70 号）

(3) 八千代市精神障害者短期入所事業補助金交付要綱（平成 15 年八千代市告示第 24 号）

(4) 八千代市障害者移動支援費支給事業実施要綱（平成 18 年八千代市告示第 194 号）

附 則（平成 23 年告示第 136 号）

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 35 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 54 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 54 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 287 号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式の使用紙は、

当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和 5 年告示第 8 0 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 9 0 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 8 8 号）

この告示は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条）

地域生活支援サービスの区分	対象者
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出（原則として 1 日の範囲内で用務を終えることができるものに限る。）に移動の支援の必要があると市長が認めた者で、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号（以下「身体障害者障害程度等級表」という。）に掲げる視覚障害を有する者であって、同行援護に係る介護給付費を支給する旨の決定を受けられなかった障害者（以下「視覚障害者」という。） (2) 身体障害者障害程度等級表に定める肢体不自由 1 級の者（両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者に限る。次号において同じ。）又はこれに準ずる者であって、重度訪問介護に係る介護給付費を支給する旨の決定を受けられなかった障害者 (3) 身体障害者障害程度等級表に定める肢体不自由 1 級の者又はこれに準ずる者であって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 63 条の 2 の規定により児童相談所が重度訪問介護を利用することが適当であると認めなかった障害児 (4) 行動援護に係る介護給付費を支給する旨の決定を受けられなかった障害者 (5) 行動援護に係る介護給付費を支給する旨の決定を受けられなかった障害児の保護者に係る障害児
訪問入浴サービス	家族の介助だけでは入浴が困難であり訪問入浴サービスの必要があると市長が認めた者（感染症を他の者に感染させるおそれがある者、疾病等により入浴が困難であると医師が認めた者又は介護保険法の規定に基づく要介護認定若しくは要支援認定を受けた者を除く。）であって本市に在宅している次に掲げるもの (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であって身体障害者障害程度等級表に定める 1 級若しくは 2 級の障害の状態にある者又はこれらと同程度にある者 (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所が最重度若しくは重度の知的障害者と判定した者又はこれらと同程度にある者 (3) 治療方法が確立していない疾病その他の特

	殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者
日中一時支援	日中においてその介護をする者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障害者等

別表第 2（第 8 条）

地域生活支援サービスの区分	支給量の上限（1 月当たり）	
移動支援	視覚障害者	5 0 時間
	視覚障害者以外の者	2 5 時間
訪問入浴サービス	1 0 回	
日中一時支援	当該月から 8 日を控除して得た日数	

別表第 3（第 9 条第 3 項）

1 支給基本額

	支給決定者の区分	移動支援 1 回当たりの支給基本額
1	支給決定者及び当該支給決定者 と同一の世帯に属する者が、移 動支援費の支給申請のあった日 の属する月において、被保護者 （生活保護法（昭和 25 年法律 第 144 号）第 6 条第 1 項に規 定する被保護者をいう。以下同 じ。）又は要保護者（同条第 2 項に規定する要保護者をいう。 以下同じ。）である場合におけ る当該支給決定者	移動支援 1 又は移動支援 2 の 基本単価に 100 分の 100 を乗じて得た額
2	移動支援に係る市町村民税世帯 非課税者（支給決定者及び当該 支給決定者と同一の世帯に属す る者（支給決定者が障害者であ る場合は、当該支給決定者と同 一の世帯に属するその配偶者に 限る。）が、移動支援費の支給 申請のあった日の属する年度 （移動支援費の支給申請のあつ た日の属する月が 4 月から 6 月 までの場合にあっては、前年 度。以下同じ。）分の市町村民 税を課せられない場合における 当該支給決定者。以下同じ。）	
3	移動支援に係る市町村民税均等 割のみ課税世帯に属する者（支 給決定者及び当該支給決定者と 同一の世帯に属する者（支給決 定者が障害者である場合は、当 該支給決定者と同一の世帯に属 するその配偶者に限る。）が、 移動支援費の支給申請のあつた 日の属する年度分の市町村民税 の均等割のみを課税されている 場合における当該支給決定者。 以下同じ。）	移動支援 1 又は移動支援 2 の 基本単価に 100 分の 97 を 乗じて得た額（その額に 1 円 未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てた額）
4	上記 1 から 3 までに該当しない 者	移動支援 1 又は移動支援 2 の 基本単価に 100 分の 95 を 乗じて得た額（その額に 1 円 未満の端数がある場合は、そ の端数を切り捨てた額）

備考

- この表において「移動支援 1」とは、視覚障害者又は法第 4 条第 1 項に規定する精神障害者に対して、移動支援を行った場合をいう。
- この表において「移動支援 2」とは、視覚障害者又は法第 4 条第 1 項に規定する精神障害者以外の者に対して、移動支援を行った場合をいう。
- 移動支援 1 の基本単価は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 移動支援 1 を行った時間が 30 分以下である場合 1, 050 円
 - 移動支援 1 を行った時間が 30 分を超えて 1 時間以下である場合

- 1, 990円
- (3) 移動支援1を行った時間が1時間を超えて1時間30分以下である場合 2, 780円
- (4) 移動支援1を行った時間が1時間30分を超えて2時間以下である場合 3, 480円
- (5) 移動支援1を行った時間が2時間を超えて2時間30分以下である場合 4, 180円
- (6) 移動支援1を行った時間が2時間30分を超えて3時間以下である場合 4, 880円
- (7) 移動支援1を行った時間が3時間を超える場合 5, 580円に3時間を超える30分ごとに700円を加算した額
- 4 移動支援2の基本単価は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 移動支援2を行った時間が30分以下である場合 2, 560円
- (2) 移動支援2を行った時間が30分を超えて1時間以下である場合 4, 050円
- (3) 移動支援2を行った時間が1時間を超えて1時間30分以下である場合 5, 890円
- (4) 移動支援2を行った時間が1時間30分を超えて2時間以下である場合 6, 720円
- (5) 移動支援2を行った時間が2時間を超えて2時間30分以下である場合 7, 550円
- (6) 移動支援2を行った時間が2時間30分を超えて3時間以下である場合 8, 390円
- (7) 移動支援2を行った時間が3時間を超える場合 9, 220円に3時間を超える30分ごとに830円を加算した額

2 移動支援を行った時間帯における加算

移動支援を行った時間帯において、移動支援1回当たりにつき、当該移動支援の利用時間が30分増すまでごとに次の表に掲げる額を支給基本額に加算する。

(単位：円)

支給決定者の区分		区分	移動支援 1	移動支援 2
1	支給決定者及び当該支給決定者 と同一の世帯に 属する者が、移 動支援費の支給 申請のあった日 の属する月にお いて、被保護者 又は要保護者で ある場合におけ る当該支給決定 者	夜間又は早 朝	200	300
		深夜	400	600
2	移動支援に係る 市町村民税世帯 非課税者	夜間又は早 朝	200	300
		深夜	400	600

3	移動支援に係る 市町村民税均等 割のみ課税世帯 に属する者	夜間又は早 朝	1 9 4	2 9 1
		深夜	3 8 8	5 8 2
4	上記 1 から 3 ま でに該当しない 者	夜間又は早 朝	1 9 0	2 8 5
		深夜	3 8 0	5 7 0

備考

- 1 夜間とは、午後 6 時から午後 1 0 時まで移動支援を行った場合をいう。
- 2 早朝とは、午前 6 時から午前 8 時まで移動支援を行った場合をいう。
- 3 深夜とは、午後 1 0 時から午前 6 時まで移動支援を行った場合をいう。

別表第 4（第 9 条第 3 項）

（単位：円）

支給決定者の区分		全身入浴 1 回 当たりの支給 額	部分浴又は清 拭 1 回 当 たり の支給額
1	支給決定者及び当該支給決定者と同じの世帯に属する者が、訪問入浴サービス費の支給申請のあった日の属する月において、被保護者又は要保護者である場合における当該支給決定者	1 2 , 3 4 0	8 , 6 3 8
2	訪問入浴サービスに係る市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び当該支給決定者と同じの世帯に属する者（支給決定者が障害者である場合は、当該支給決定者と同じの世帯に属するその配偶者に限る。）が、訪問入浴サービス費の支給申請のあった日の属する年度（訪問入浴サービス費の支給申請のあった日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。）分の市町村民税を課されない場合における当該支給決定者）	1 2 , 3 4 0	8 , 6 3 8
3	訪問入浴サービスに係る市町村民税均等割のみ課税世帯に属する者（支給決定者及び当該支給決定者と同じの世帯に属する者（支給決定者が障害者である場合は、当該支給決定者と同じの世帯に属するその配偶者に限る。）が、訪問入浴サービス費の支給申請のあった日の属する年度分の市町村民税の均等割のみを課税されている場合における当該支給決定者）	1 1 , 9 7 0	8 , 3 7 9
4	上記 1 から 3 までに該当しない者	1 1 , 7 2 3	8 , 2 0 7

別表第 5（第 9 条第 3 項）

1 障害児に対する支給基本額

（単位：円）

支給決定者の区分		日中一時支援 1 回当たりの利用 時間	支給基本額
1	支給決定者及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者が，日中一時支援費の支給申請のあった日の属する月において，被保護者又は要保護者である場合における当該支給決定者	30 分以上 4 時間以下	2, 352
		4 時間を超えて 6 時間以下	4, 233
		6 時間を超えるもの	6, 585
2	日中一時支援に係る市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者が，日中一時支援費の支給申請のあった日の属する年度（日中一時支援費の支給申請のあった日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあつては，前年度。以下同じ。）分の市町村民税を課されない場合における当該支給決定者）	30 分以上 4 時間以下	2, 352
		4 時間を超えて 6 時間以下	4, 233
		6 時間を超えるもの	6, 585
3	日中一時支援に係る市町村民税均等割のみ課税世帯に属する者（支給決定者及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者が，日中一時支援費の支給申請のあった日の属する年度分の市町村民税の均等割のみを課税されている場合における当該支給決定者）	30 分以上 4 時間以下	2, 282
		4 時間を超えて 6 時間以下	4, 107
		6 時間を超えるもの	6, 388
4	上記 1 から 3 までは該当しない者	30 分以上 4 時間以下	2, 235
		4 時間を超えて 6 時間以下	4, 022
		6 時間を超えるもの	6, 256

2 障害者に対する支給基本額

（単位：円）

支給決定者の区分		障害 支援 区分	日中一時支 援１回当た りの利用時 間	支給基本額
1	支給決定者及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者が、日中一時支援費の支給申請のあった日の属する月において、被保護者又は要保護者である場合における当該支給決定者	6	30分以上 4時間以下	2, 769
			4時間を超えて6時間以下	4, 984
			6時間を超えるもの	7, 753
		5	30分以上 4時間以下	2, 352
			4時間を超えて6時間以下	4, 233
			6時間を超えるもの	6, 585
		4	30分以上 4時間以下	1, 944
			4時間を超えて6時間以下	3, 499
			6時間を超えるもの	5, 443
		3	30分以上 4時間以下	1, 749
			4時間を超えて6時間以下	3, 148
			6時間を超えるもの	4, 897
		2	30分以上 4時間以下	1, 527
			4時間を超えて6時間以下	2, 748
			6時間を超えるもの	4, 275
		1	30分以上 4時間以下	1, 527

			4 時間を超えて 6 時間以下	2 , 7 4 8
			6 時間を超えるもの	4 , 2 7 5
2	日中一時支援に係る市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び当該支給決定者との同一の世帯に属するその配偶者が，日中一時支援費の支給申請のあった日の属する年度分の市町村民税を課されない場合における当該支給決定者）	6	3 0 分以上 4 時間以下	2 , 7 6 9
			4 時間を超えて 6 時間以下	4 , 9 8 4
			6 時間を超えるもの	7 , 7 5 3
		5	3 0 分以上 4 時間以下	2 , 3 5 2
			4 時間を超えて 6 時間以下	4 , 2 3 3
			6 時間を超えるもの	6 , 5 8 5
		4	3 0 分以上 4 時間以下	1 , 9 4 4
			4 時間を超えて 6 時間以下	3 , 4 9 9
			6 時間を超えるもの	5 , 4 4 3
		3	3 0 分以上 4 時間以下	1 , 7 4 9
			4 時間を超えて 6 時間以下	3 , 1 4 8
			6 時間を超えるもの	4 , 8 9 7
		2	3 0 分以上 4 時間以下	1 , 5 2 7
			4 時間を超えて 6 時間以下	2 , 7 4 8
			6 時間を超えるもの	4 , 2 7 5
		1	3 0 分以上 4 時間以下	1 , 5 2 7

			4 時間を超えて 6 時間以下	2 , 7 4 8
			6 時間を超えるもの	4 , 2 7 5
3	日中一時支援に係る市町村民税均等割のみ課税世帯に属する者（支給決定者及び当該支給決定者と同じの世帯に属するその配偶者が、日中一時支援の支給申請のあった日の属する年度分の市町村民税の均等割のみを課税されている場合における当該支給決定者）	6	3 0 分以上 4 時間以下	2 , 6 8 6
			4 時間を超えて 6 時間以下	4 , 8 3 5
			6 時間を超えるもの	7 , 5 2 1
		5	3 0 分以上 4 時間以下	2 , 2 8 2
			4 時間を超えて 6 時間以下	4 , 1 0 7
			6 時間を超えるもの	6 , 3 8 8
		4	3 0 分以上 4 時間以下	1 , 8 8 6
			4 時間を超えて 6 時間以下	3 , 3 9 5
			6 時間を超えるもの	5 , 2 8 0
		3	3 0 分以上 4 時間以下	1 , 6 9 7
			4 時間を超えて 6 時間以下	3 , 0 5 4
			6 時間を超えるもの	4 , 7 5 1
		2	3 0 分以上 4 時間以下	1 , 4 8 2
			4 時間を超えて 6 時間以下	2 , 6 6 6
			6 時間を超えるもの	4 , 1 4 7

4	上記 1 から 3 までに該当しない者	1	30 分以上 4 時間以下	1, 4 8 2
			4 時間を超えて 6 時間以下	2, 6 6 6
			6 時間を超えるもの	4, 1 4 7
		6	30 分以上 4 時間以下	2, 6 3 1
			4 時間を超えて 6 時間以下	4, 7 3 5
			6 時間を超えるもの	7, 3 6 6
		5	30 分以上 4 時間以下	2, 2 3 5
			4 時間を超えて 6 時間以下	4, 0 2 2
			6 時間を超えるもの	6, 2 5 6
		4	30 分以上 4 時間以下	1, 8 4 7
			4 時間を超えて 6 時間以下	3, 3 2 5
			6 時間を超えるもの	5, 1 7 1
		3	30 分以上 4 時間以下	1, 6 6 2
			4 時間を超えて 6 時間以下	2, 9 9 1
			6 時間を超えるもの	4, 6 5 3
		2	30 分以上 4 時間以下	1, 4 5 1
			4 時間を超えて 6 時間以下	2, 6 1 1
			6 時間を超えるもの	4, 0 6 2
			30 分以上 4 時間以下	1, 4 5 1

	1	4 時間を超えて 6 時間以下	2, 6 1 1
		6 時間を超えるもの	4, 0 6 2

3 送迎，入浴又は食事の提供を行った場合における加算

障害者等に対して，送迎，入浴又は食事の提供を行った場合，日中一時支援 1 回当たりにつき次の表に掲げる額を支給基本額に加算する。
(単位：円)

支給決定者の区分		日中一時支援 1 回当たりにつき加算する額	
1	支給決定者及び当該支給決定者との世帯に属する者が，日中一時支援費の支給申請のあった日の属する月において，被保護者又は要保護者である場合における当該支給決定者	送迎	5 4 0
		入浴	4 0 0
		食事	4 2 0
2	日中一時支援に係る市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び当該支給決定者との世帯に属する者（支給決定者が障害者である場合は，当該支給決定者との世帯に属するその配偶者に限る。）が，日中一時支援費の支給申請のあった日の属する年度分の市町村民税を課されない場合における当該支給決定者）	送迎	5 4 0
		入浴	4 0 0
		食事	4 2 0
3	日中一時支援に係る市町村民税均等割のみ課税世帯に属する者（支給決定者及び当該支給決定者との世帯に属する者（支給決定者が障害者である場合は，当該支給決定者との世帯に属するその配偶者に限る。）が，日中一時支援費の支給申請のあった日の属する年度分の市町村民税の均等割のみを課税されている場合における当該支給決定者）	送迎	5 2 4
		入浴	3 8 8
		食事	4 0 8
4	上記 1 から 3 までに該当しない者	送迎	5 1 3
		入浴	3 8 0

第 1 号様式（第 5 条）

八千代市地域生活支援サービス給付費支給申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

次のとおり地域生活支援サービス給付費の支給を申請します。

申請者 （保護者）	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
	個人番号					
	居住地					
		電話番号				
申請に係る児童	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
	個人番号					
	居住地				続柄	
障害の状況	手帳の種類	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳		障害の程度		
障害福祉サービスの利用状況	障害支援区分	無・有（区分 1・2・3・4・5・6）				
	利用中のサービスの種類・内容等					
介護保険サービスの利用状況	要介護認定	無・有 要支援（ ）／要介護（ ）				
	利用中のサービスの種類・内容等					
申請する地域生活支援サービス	地域生活支援サービスの種類			申請に係る具体的内容		
	☐ 移動支援					
	☐ 訪問入浴サービス					
	☐ 日中一時支援					
世帯の所得状況	生活保護受給の有無			有 ・ 無		
	市町村民税	課税・均等割のみ課税・非課税				

第 2 号様式（第 6 条第 1 項）

八千代市地域生活支援サービス給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

八千代市長 印

地域生活支援サービス給付費の支給について、次のとおり決定したので通知します。

1 地域生活支援サービス給付費を支給する。

支給決定者氏名				
支給決定に係る 児 童 氏 名				
受給者証番号				
利用者負担割合				
支給決定の内容	地域生活支援 サービスの種類	有 効 期 間	支給量等	備 考
	☐ 移動支援	年 月 日 ～ 年 月 日		
	☐ 訪問入浴 サービス	年 月 日 ～ 年 月 日		
	☐ 日中一時支援	年 月 日 ～ 年 月 日		

2 地域生活支援サービス給付費を支給しない。

理由

第 4 号様式（第 1 0 条）

八千代市地域生活支援サービス給付費支給量等変更申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

次のとおり地域生活支援サービス給付費の支給量等の変更を申請します。

申請者 （保護者）	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
	個人番号					
	居住地	電話番号				
申請に 係る 児童	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
	個人番号					
	居住地		続柄			
変更の理由						
変更申請する 地域生活支援サ ービス	地域生活支援サービスの種類		変更申請に係る具体的内容			
	☐ 移動支援					
	☐ 訪問入浴サービス					
	☐ 日中一時支援					

第 5 号様式（第 1 1 条第 1 項）

八千代市地域生活支援サービス給付費支給量等変更決定（却下）通知書

年 月 日

様

八千代市長 印

地域生活支援サービス給付費に係る支給量等の変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 支給決定を変更する。

支給決定者氏名				
支給決定に係る児童氏名				
受給者証番号				
変更後の利用者負担割合				
変更年月日				
変更決定した地域生活支援サービス	地域生活支援サービスの種類	有効期間	変更内容	
	☐ 移動支援	年 月 日 ～ 年 月 日		
		☐ 訪問入浴サービス	年 月 日 ～ 年 月 日	
			☐ 日中一時支援	年 月 日 ～ 年 月 日

2 支給決定を変更しない。

理由

第 6 号様式（第 1 2 条第 1 項）

八千代市地域生活支援サービス給付費支給決定取消通知書

年 月 日

様

八千代市長 印

次のとおり地域生活支援サービス給付費の支給決定を取り消したので，通知します。期限までに受給者証を返還してください。

支給決定者氏名	
支給決定に係る児童氏名	
受給者証番号	
取消日	
取消理由	

返還期限 年 月 日

返還先 八千代市役所
千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地の 5

電話番号 0 4 7 - 4 8 3 - 1 1 5 1